

塩尻市省エネ診断支援補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、地域の脱炭素化を促進するため、事業所等のエネルギー利用を最適化するための診断サービス（以下「省エネ診断」という。）を受診する中小企業者等に対し、予算の範囲内で補助金を交付することについて、塩尻市補助金等交付規則（昭和44年塩尻市規則第4号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(補助金の交付対象者)

第2条 補助金の交付対象者は、市内に本社又は事業所を有する中小企業者（中小企業基本法（昭和38年法律第154号）第2条第1項に規定する中小企業者をいう。）その他市長が認める者とする。

(補助対象経費)

第3条 補助金の交付の対象となる経費（以下「補助対象経費」という。）は、エネルギー管理士（エネルギーの使用の合理化及び非化石エネルギーへの転換等に関する法律（昭和54年法律第49号）第55条に規定するエネルギー管理士免状の交付を受けている者をいう。）その他市長が適当と認める資格を有する者が省エネ診断を実施する法人であって市長が別に定めるものが市内の事業所等を対象として行う省エネ診断（事業所等の個別の設備のみを対象とするものを除く。）に要する経費とする。

(補助金の額)

第4条 補助金の額は、補助対象経費の10分の10以内の額とし、25,000円を限度とする。

(補助金の交付申請)

第5条 補助金の交付を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、塩尻市省エネ診断支援補助金交付申請書（様式第1号）に、次に掲げる書類を添付して、市長に申請しなければならない。

- (1) 補助対象経費の内訳が分かる見積書等
- (2) 登記簿の謄本の写しその他申請者の事業内容を証する書類
- (3) その他市長が必要と認める書類

(補助金の交付決定)

第6条 市長は、前条の申請書を受理したときは、その内容を審査し、補助金の交付の可否を決定し、規則第6条の補助金等交付決定書により申請者に通知するものとする。

(実績報告)

第7条 補助金の交付決定を受けた者（以下「補助事業者」という。）は、省エネ診断が完了したときは、塩尻市省エネ診断支援補助金実績報告書（様式第2号）に、次に掲げる書類を添付して、省エネ診断が完了した日から起算して30日を経過した日又は補助

金の交付決定があった日の属する年度の３月３１日のいずれか早い日までに市長に提出しなければならない。

- (1) 省エネ診断の結果が分かる書類
- (2) 領収書の写し等の省エネ診断に伴う支払額を証する書類
- (3) その他市長が必要と認める書類

(補助金の額の確定)

第８条 市長は、前条の実績報告書を受理したときは、その内容を審査した上で交付する補助金の額を確定し、規則第１４条の補助金等確定通知により補助事業者に通知するものとする。

(補則)

第９条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この告示は、令和６年４月１日から施行する。

様式第 1 号（第 5 条関係）

塩尻市省エネ診断支援補助金交付申請書

年 月 日

（あて先）塩尻市長

申請者 所 在 地

名 称

代表者氏名

電 話 番 号

塩尻市省エネ診断支援補助金の交付を受けたいので、次のとおり申請します。

補助金交付申請額	省エネ診断の種類	補助金額
省 エ ネ 診 断 の 受 診 予 定 日	年 月 日（※）	

※ 省エネ診断の実施機関から派遣されるエネルギー管理士等が事業所等を訪問する予定日を記載して下さい。

添付書類

- 1 補助対象経費の内訳が分かる見積書等
- 2 登記簿の謄本の写しその他申請者の事業内容を証する書類
- 3 その他市長が必要と認める書類

塩尻市省エネ診断支援補助金の交付が決定された場合は、次の口座に振り込んでください。

振 込 先 金 融 機 関	金 融 機 関 名	銀 行 信 用 組 合 信 用 金 庫 金 庫 農 協	支 店 名	本店・支店 本所・支所 出張所
	口 座 の 種 類	普通・当座	口座番号	
	フ リ ガ ナ			
	口 座 名 義 人			

様式第 2 号（第 7 条関係）

塩尻市省エネ診断支援補助金実績報告書

年 月 日

（あて先）塩尻市長

申請者 所在地
名 称
代表者氏名
電 話 番 号

年 月 日付け塩尻市指令 第 号で決定された塩尻市省エネ診断
支援補助金の交付に係る事業が、次のとおり完了しましたので報告します。

実 施 し た 省 エ ネ 診 断	省エネ診断の種類	補助金額
省 エ ネ 診 断 の 受 診 日	年 月 日（※）	

※ 省エネ診断の実施機関から派遣されたエネルギー管理士等が事業所等を訪問した日を
記載して下さい。

添付書類

- 1 省エネ診断の結果が分かる書類
- 2 領収書の写し等の省エネ診断に伴う支払額を証する書類
- 3 その他市長が必要と認める書類